

第3次広島市環境基本計画＜概要版＞

計画の基本的事項等

環境基本計画とは

「広島市環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき策定する、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画であり、「第6次広島市基本計画」の環境に関する部門計画である。

計画期間

令和3年度（2021年度）から令和7年度（2025年度）の5年間とする。

環境像及び基本目標

本市が環境の保全及び創造において目指すべき都市の姿を環境像とし、環境像の実現に向けた基本目標を4つの環境区分（自然環境、都市環境、生活環境、地球環境）ごとに設定する。

計画策定に当たっての基本方針等

計画策定の背景

「第2次広島市環境基本計画」（計画期間 平成28年度（2016年度）から令和2年度（2020年度））の基本的な考え方を継承し、気候変動の影響が疑われる自然災害の頻発、生物の多様性の危機、プラスチックごみ問題などの近年顕在化する様々な環境問題等への対応やSDGs等の新たな視点を取り入れ策定する。

計画策定に係る基本的な考え方

本計画は、各行政分野における環境の保全に関する施策の大きな方向性を示すとともに、柔軟かつ弾力的な対応が行えるよう「内容の大綱化」を図っている。

このため、施策の展開を図っていく上で必要な個別具体的な取組や目標数値等については、「広島市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」や「広島市地球温暖化対策実行計画」などの各行政計画等において記載する。

計画の位置付け

広島市環境の保全
及び創造に関する
基本条例

条例に基づき
策定

第3次広島市
環境基本計画
（本計画）

施策の実施等に
当たって
従うべき指針を示す。

環境分野の行政計画
○廃棄物処理
○地球温暖化対策 など

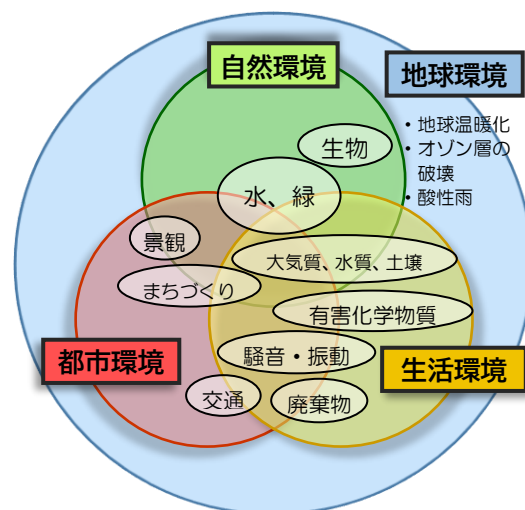
広島市基本構想
⇒第6次広島市基本
計画

環境に関する
部門計画

施策の実施等
に当たって考
慮すべき視点
を与える。

環境分野以外の
行政計画
○経済・観光
○都市整備
○交通 など

環境区分及びその主要要素



※複数の区分にまたがる要素もあり、各環境区分は互いに影響を及ぼす関係にある。

計画の体系

環境像

将来にわたって、豊かな水と緑に恵まれ、かつ、快適な都市生活を享受することが出来るまち

計画の対象（環境区分）

自然環境

主に自然界を構成する事象を要素として捉えた環境（水、緑、生物等）

都市環境

主に都市との関わりあいが深い事象を要素として捉えた環境（まちづくり、景観、交通等）

生活環境

主に市民の健康や日常生活に影響を与える事象を要素として捉えた環境（大気質、水質、土壌、騒音・振動、有害化学物質、廃棄物等）

地球環境

主に地球規模の環境問題に係る事象を要素として捉えた環境（地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨等）

基本目標

豊かな自然環境の保全
～自然との共生～

自然と調和した
快適な都市環境の創造
～都市の持続可能な発展～

健全で快適な
生活環境の保全
～循環型社会の形成～

地球環境の
保全への貢献
～脱炭素社会の構築～

環境に関する様々な状況を総合的に捉えた分野横断的な視点

施策の方針

生物多様性地域戦略

- 健全な水循環の確保
- 緑の保全
- 生物多様性の確保
- 自然との触れ合いの推進

- 水と緑を生かした潤いのあるまちづくりの推進
- 自然と調和した美しく品のある都市景観の創出
- 環境への負荷の少ない交通体系等の整備
- まちづくりにおける環境の保全等についての配慮

- 大気環境の保全
- 水環境・土壌環境の保全
- 有害化学物質等の対策の推進
- 騒音・振動の防止
- ゼロエミッションシティ広島への推進
- プラスチックごみ対策の推進

- 地球温暖化対策（緩和策と適応策）の推進
- オゾン層の保護
- 酸性雨の防止

総合的・横断的視点

- 環境と経済の好循環創出の視点
- 社会状況の変化への対応の視点
- 人材等の基盤確保及び協働の視点
- 危機管理等の視点
- 広域的な連携協力等の視点

各行政分野（行政計画）における個別具体的な施策の展開等

目指すべき都市の姿（環境像）の実現

自然環境

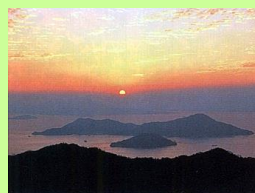
基本目標

豊かな自然環境の保全 【生物多様性地域戦略】 ～自然との共生～

1 健全な水循環の確保



- 水源林の整備や森林の間伐など適切な手入れによる「水源涵養機能の維持向上」
- 森林の適切な管理や生活排水対策等による「炭素や栄養塩の健全な循環の維持」
- 水環境の改善や水産資源の持続的な利用促進による「水辺の保全・再生・創出」



2 緑の保全



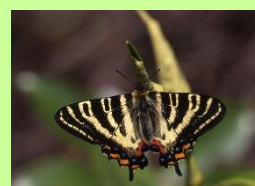
- 健全な森林の育成・保全や林業の振興等による「森林の保全」
- 農業用水路等の生産基盤の整備や農業の担い手の育成等による「農地の保全」
- 市街地における緑の保全や都市公園の整備、民有地の緑化等による「市街地の緑の保全」



3 生物の多様性の確保



- 農地や森林の管理、水辺の保全等による「生態系の多様性の確保」
- 希少種の生息・生育環境の保全、外来種対策、野生鳥獣対策等による「種の多様性の確保」
- 希少種の保護、外来種の導入防止・防除の普及啓発等による「遺伝子の多様性の確保」
- 広報活動等による「生物の多様性に関する普及啓発」



4 自然との触れ合いの推進



- 「環境活動団体との協働」による市民等の自然との触れ合いの推進、環境の保全を推進する人材等の基盤確保
- 自然等とのふれあい施設の安全で快適な利用を促進し、自然等について学びの機会の場を提供することなどによる「自然との触れ合い施設の活用」
- 森林等の適切な整備、多様な植物群落などの生息地域を自然観察の場として活用することによる「自然と触れ合える森林の整備」



都市環境

基本目標

自然と調和した快適な都市環境の創造 ～都市の持続可能な発展～

1 水と緑を生かした潤いのあるまちづくりの推進



- 河岸緑地の整備や水辺の施設の整備等による「水辺を生かしたまちづくりの推進」
- 民有地の緑化や公園緑地の整備等による「緑のまちづくりの推進」
- 農林業の担い手の育成や定住の支援等による「中山間地及び島しょ部における豊かな自然の維持・保全」

2 自然と調和した美しく品のある都市景観の創出



- 豊かな自然や平和記念公園等の特徴的な景観を生かした「美しく品のある都市景観の創出」
- 自主的な清掃活動の推進、不法投棄・ぼい捨て防止対策等による「ごみのないまちづくりの推進」

3 環境への負荷の少ない交通体系等の整備



- 公共交通ネットワークの構築、公共交通サービスの充実強化等による「公共交通を軸とした交通体系の整備」
- 渋滞対策等による「都市内移動の円滑化」
- 次世代自動車等の導入・利用環境の整備を推進することによる「環境への負荷の少ない自動車の普及促進」
- 自転車及び歩行空間の環境整備やシェアサイクルの利用促進等による「自転車・徒歩への転換の促進」

4 まちづくりにおける環境の保全等についての配慮



- 地域の自然的特性等を考慮し、環境の保全について適正な配慮が行われる「地域の自然的特性等を考慮したまちづくりの推進」
- 公共交通にアクセスしやすい場所に生活サービス機能等を集積させた「集約型都市構造への転換」
- 地域の防災力の向上に向けた防災知識の普及や自主防災体制の整備など災害に強い市民活動の推進や、災害に強い都市構造の形成等による「防災・減災のまちづくりの推進」

生活環境

基本目標

健全で快適な生活環境の保全 ～循環型社会の形成～

1 大気環境の保全

- 大気汚染物質等の測定等による「大気汚染の状況の監視」
- 環境への負荷の少ない自動車の普及促進、渋滞対策等による「自動車排出ガス対策の推進」
- 工場・事業場への立入検査等の適正な実施による「工場・事業場の排出ガス等対策の推進」
- 工場・事業場への立入検査等の適正な実施による「悪臭の防止」

2 水環境・土壌環境の保全

- 公共用水域や地下水の水質等の調査による「水質汚濁等の状況の監視」
- 污水处理施設の整備や水環境の保全についての普及啓発による「生活排水対策の推進」
- 工場・事業場への立入検査等の適正な実施による「工場・事業場の排水対策の推進」
- 河川や広島湾の清掃、しゅんせつ等の促進による「水質浄化の推進」
- 他の地方公共団体等と連携した取組等による「水質保全に係る広域的な取組の推進」
- 土壌における特定有害物質汚染の把握及び措置等の適正な実施による「土壌汚染対策の推進」

3 有害化学物質等の対策の推進

- ダイオキシン類、石綿、有害大気汚染物質等の測定等による「有害化学物質等による汚染の状況の監視」
- 廃棄物焼却炉等の施設等への立入検査・指導の実施等による「有害化学物質等の発生源対策の推進」
- P R T R 制度（化学物質排出移動量届出制度）の適切な運用による「P R T R 制度による対策の推進」

4 騒音・振動の防止

- 自動車、鉄道、航空機、工場・事業場等における調査による「騒音等の状況の監視」
- 騒音等発生源に対する規制、指導等による「騒音等発生源対策の推進」

5 ゼロエミッションシティ広島の推進

- 市民・事業者・行政が相互に連携協力した取組等による「ごみの減量・リサイクルの推進」
- ごみ処理施設の計画的な整備やその適正管理等による「ごみの適正処理の推進」
- 産業廃棄物の適正処理の徹底や減量・リサイクル等による「産業廃棄物対策の推進」

6 プラスチックごみ対策の推進

- ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの削減等による「プラスチックごみの発生抑制」
- プラスチック製品の長期使用の推奨やリサイクル率向上への取組の推進による「プラスチック製品のリユース・リサイクルの促進」
- 3 R 等の推進、清掃活動の実施、不法投棄・ぼい捨て防止対策等による「海洋プラスチックごみ対策」

地球環境

基本目標

地球環境の保全への貢献 ～脱炭素社会の構築～

1 地球温暖化対策(緩和策と適応策)の推進

令和32年(2050年)までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを目指す

(1) 地球温暖化防止への取組（緩和策）の推進

- 市民、事業者、行政等が主体的に省エネルギーに取り組むことなどによる「省エネルギー対策の推進」
- 市民や事業者への再生可能エネルギーの普及促進等による「再生可能エネルギーの導入等の促進」
- 環境に配慮したライフスタイルやビジネススタイルへの転換促進等による「脱炭素社会の構築に向けた社会経済システムへの転換」
- 緑の保全、緑化等についての取組を推進することによる「二酸化炭素の吸収源等対策の推進」
- 代替フロンを使用した空調機器等の適正な管理等による「代替フロン対策の推進」

(2) 気候変動による影響への適応（適応策）の推進

- 普及啓発等を通じた理解の促進や人材の育成等による「気候変動とその影響への認識・理解の向上」
- 風水害等の気候変動によるリスクを最小化するとともに、被害等を最小限にとどめつつ、復旧・復興することが可能なまちづくりを進めることによる「気候変動リスクに対する強靱性（レジリエンス）を備えたまちづくりの推進」
- 関係機関と連携し、地域レベルでの調査研究等を推進することによる「気候変動とその影響に関する調査研究等の推進」

(3) 地球温暖化対策等に関する都市間連携の推進

- 本市の取組の成果や他都市の先進的取組の共有化等による「地球温暖化対策等に関する都市間連携の推進」

2 オゾン層の保護

- フロン類の管理の適正化等の推進による「フロン類の排出の抑制」
- 大気中の「フロン類の濃度の調査」

3 酸性雨の防止

- 自動車、工場・事業場等からの硫黄酸化物、窒素酸化物等の排出の抑制による「大気汚染防止対策の推進」
- 雨水の水素イオン濃度指数（pH）、湿性沈着のイオン成分濃度等の調査による「酸性雨の状況の調査」

計画の進行管理(PDCA サイクル)

